

W T O 農業交渉についての基本的考え方（声明）

農 林 水 産 省

平成 1 4 年 1 1 月 1 3 日

2 1 世紀の世界が抱えている人口・食料・環境・飢餓・貧困等の問題を踏まえると、食料安全保障、農業の多面的機能等を確保し、多様な農業が共存し得るような貿易秩序を確立していくことが極めて重要である。

しかしながら、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、1 9 9 5 年から実施されているW T O 農業協定においては、食料の輸出国と輸入国の権利義務に大きな不均衡が存在する。すなわち、輸入国においてはすべての国境措置を関税化し、ミニマム・アクセス機会が義務化されたにもかかわらず、輸出国においては輸出補助金・信用に対する規律が不十分で、かつ、輸出規制などに対してはほとんど規律が存在しない状況にある。

また、農業協定の実施状況を見ても、一部の条件に恵まれた農産物輸出国が食料輸出を拡充する一方、我が国や多くの開発途上国を含む食料純輸入国においては、食料自給率の低下に対して国民が深刻な不安を抱く状況にあるなど、公平・公正な状況が形成されていると言いがたい。

我が国は、今回の交渉を通じて、市場アクセス・国内支持・輸出規律の 3 分野間のバランスが重要であって、特に輸出国と輸入国の権利・義務の不均衡を是正することが不可欠であると考えます。また、ドーハ閣僚宣言に規定されている非貿易的関心事項及び開発途上国の特別のかつ異なる扱いの適切な位置づけが確保されることが不可欠である。

このような観点から、我が国は、ミニマム・アクセス制度を含む市場アクセス、農政改革の円滑な継続を可能とする国内支持の規律、輸出規制・輸出税を含む輸出規律についての見直しを内容とするバランスのとれた交渉成果を希求するものである。

以上のとおり、我が国は、今次W T O 農業交渉において公平・公正な貿易秩序が確立されることを強く求めるものである。

また、ウルグアイ・ラウンド合意全体の内容を検証した場合にも、例えば、一般理事会で従来より指摘しているジョーンズ・アクトに係る措置等、特定の加盟国にとって有利な例外的な措置が維持されるなど、不公平・不公正な部分が残されていることも併せて指摘しておきたい。

我が国は、ドーハ閣僚宣言に明記されているとおり、農業交渉を含む全ての交渉は包括的に行われる必要があり、各分野間のバランスが重要であると同時に、上記のような不公平な状況が解消される必要があり、その関連でウルグアイ・ラウンド合意の内容全体が見直しの対象であることを確認する。

絡先：総合食料局国際経済課 遠藤

0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1（代表） 3 2 7 1（内線）

0 3 - 3 5 0 1 - 4 0 7 9（直通）

モダリティ（案）

項 目	内 容	備 考
1 . 基本的立場	<p>1 . <u>主要 3 分野（市場アクセス、国内支持、輸出競争）の議論のバランスの確保。</u></p> <p>2 . <u>U R 合意の実施の検証。</u></p> <p>3 . <u>数値のみの議論が先行しないよう、その前提となるルールの議論を重視。</u>このため、E U 等との連携を基本に、戦略的に最も効果的なタイミングで引き続き具体的な提案を提出。</p> <p>4 . <u>農業の多面的機能、食料安全保障等の非貿易的関心事項の適切な反映（関税、アクセス数量、国内支持における品目ごとの柔軟性の確保等）。</u></p>	

項目	内容	備考
<p>2. 市場アクセス</p> <p>(1) 関税水準</p>	<p>(1) 関税の削減約束は、<u>URの最終譲許税率を基準</u>に行う。</p> <p>(2) UR及びUR以降関税化された品目を含め、実施期間中、<u>単純平均でX%の削減</u>を行う。Xは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(3) 品目ごとに<u>最低Y%の削減</u>を行う。Yは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(4) 上記削減は、実施期間中、<u>毎年等量</u>で行う。</p>	<p>米国は実行税率からの関税引下げを主張。</p> <p>米国、ケアンズ諸国、<u>一部の途上国はスイス・フォーミュラ</u>による大幅引下げを主張。 UR合意内容： 一般関税は、実施期間において、平均で36%(各品目ごとに最低15%)、毎年同じ比率で削減。</p> <p>ケアンズ諸国は、実施初年度に引下げの50%にあたる額を前払いにより削減することを主張。</p>
<p>(2) アクセス数量</p>	<p>アクセス機会については、<u>基本的にUR最終譲許の数量</u>を前提に議論を行う。</p> <p><u>品目毎の柔軟性の確保</u>を図ることとし、URのミニマム・アクセス品目に係る制度改善として、以下を行うとともに、その他のアクセスの数量はこれを維持する。</p>	<p>米国、ケアンズ諸国を初めとする多くの国が、<u>アクセス数量の拡大</u>を主張。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国提案：アクセス数量を20%拡大 ・ケアンズ提案：現在の国内消費量の20%上乗せ <p>米国、ケアンズ提案を適用した場合のアクセス数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コメ <ul style="list-style-type: none"> 米国提案 92.0万ト ケアンズ提案 274.1万ト (国内消費量 986.9万ト) ・小麦 <ul style="list-style-type: none"> 米国提案 688.8万ト ケアンズ提案 699.4万ト (国内消費量 627.2万ト)

	<p>(1) 設定の基礎となった消費データを<u>得ることができる最新のデータに修正した上で設定する。</u></p> <p>(2) 関税化の特例措置を適用した品目に課せられている加重されたアクセス機会は、当該品目が関税化された後は、<u>適用を廃止する。</u></p>	<p>消費量の更新について、フレンズ国を含めほとんどの国で消費量が増加している品目が多いことから、支持が得られない。</p> <p>先進国で特例措置を適用したのは、我が国とイスラエルのみ。</p> <p>我が国の米のミニマムアクセス数量（国内消費量に対する比率）の推移： 4.0% (1995) 7.2% (2000)</p> <p>一般のミニマムアクセス： 最終年度までに国内消費量の5%を設定することを約束。</p>
<p>(3) 関税割当運用</p>	<p>関税割当制度の運用に関し、公平性、透明性の確保等の原則に照らし、<u>枠の消化率の向上の観点から、今後作成されるガイドライン</u>において、以下の項目等を含める。</p> <p>未使用枠の取扱い(再割当方法) 国別割当に未消化が生じた場合の取扱い 透明性要件の明確化(割当方法、申請者資格、申請期限、担当機関名、連絡先等)</p>	<p>我が国の関税割当品目： 米、小麦、大麦、とうもろこし、麦芽、アルコール用糖みつ、無糖ココア調製品、トマトピューレ・トマトペースト、パイナップル缶詰、乳製品、調製食用脂、雑豆、でん粉・イヌリン、落花生、こんにゃく芋、生糸・繭</p>
<p>(4) 特別セーフガード</p>	<p>(1) <u>特別セーフガード</u>の対象品目について、 UR合意における関税化品目、 季節性があり腐敗し易い品目、 今次交渉における一定水準以上の関税引下げ品目（途上国の、特に主要品目については、S&Dとして引下げ幅緩和）とする。</p>	<p>特別セーフガードについて、<u>米国、ケアンズ諸国を中心に廃止を主張。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの途上国は、先進国の特別セーフガードを廃止しつつ、途上国だけのためのセーフガードの創設を主張。 途上国の関心品目は、米、小麦、砂糖等の主要食糧。

	(2) 輸入量が一定の水準を超えて特別セーフガードを発動する際に、現行の実行税率が特に低い品目については、 <u>X%の最低追加関税</u> を徴収できることとする。Xは今次交渉で合意される率とする。	数量トリガーによる追加関税（現行特別セーフガード）は、実行税率の1/3の税率上乘せ
(5) 輸入国家貿易企業	(1) <u>国家貿易企業の運営の透明性を向上させるため、その国別輸入数量、輸入価格、国内販売価格等を通報対象とする。</u> (2) 毎年の事業計画の輸入に係る部分を通報する。	輸入国家貿易実施国： 日本、韓国、カナダ、フィリピン、モーリシャスなど
(6) S & D (途上国対策)	実施期間の長さ、引下げ率等において、途上国に柔軟性を付与する。	

項目	内容	備考
<p>3. 国内支持 (1) 支持水準</p>	<p>(1) 協定上削減を免除されるものを除くすべての国内支持を対象に、<u>総合AMSによる約束</u>を行う。</p> <p>(2) 約束は、URにおける最終譲許水準を基準に、実施期間の間、毎年均等に行い、実施期間の最終年度に基準の<u>X%削減値</u>で譲許する。Xは今次交渉で合意される率とする。</p>	<p>米国は、新農業法に伴う国内支持の拡大の一方で、5年間で農業生産額の5%まで削減し、その後ゼロまで削減を主張。</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアンズ諸国は、<u>品目別AMS方式、AMSの撤廃</u>を主張。 途上国は、EU、米国、日本の3カ国で全てのAMSの約9割を占める状況を批判し、<u>AMSの撤廃</u>を主張。 <p>UR合意内容： AMSについては、実施期間において、基準期間（86-88年）比20%を毎年同じ比率で削減。</p>
<p>(2) 緑の政策、青の政策、デミニミス</p>	<p>(1) 現行の<u>黄、青、緑の政策の基本的枠組み及びデミニミスの規定</u>を維持する。</p>	<p>米国、ケアンズ、途上国は、<u>青の政策の廃止</u>（黄の政策と一体化して削減対象とする）を主張。</p> <p>青の政策： <ul style="list-style-type: none"> 稲作経営安定対策（当年産価格が補てん基準価格を下回った場合、補てん基準価格と当年産価格の差の8割を補てん。） </p> <p>デミニミス： <ul style="list-style-type: none"> EUは先進国の大幅削減を主張。ケアンズ諸国（カナダを除く）は先進国の撤廃、途上国の維持を主張。 米国は、98年度の緊急農家支援策（市場損失支払）をデミニミスに計上。 </p>

	<p>(2) 緑の政策の改善</p> <p>収入保険及び収入保証に係る施策への政府の財政的な参加について、</p> <p>ア 農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるよう、現行の収入喪失要件(3割超)を引き下げる。</p> <p>イ 農業経営の安定に必要な補填が確保できるよう、<u>補填割合(現行7割)</u>を引き上げる。</p> <p>自然災害に係る救済のための支払について、農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるよう、現行の<u>収入喪失要件(3割超)</u>を引き下げる。</p>	<p>緑の政策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>米国、日本、EUの3カ国で、すべての緑の政策の約8割を占める状況を途上国をはじめ多くの国が批判し、緑の政策の規律強化を主張。</u> ・ <u>ケアンズ諸国は、支出額の上限設定、一部の緑の政策(収入保険等)の削減を主張。</u>
<p>(3) S & D (途上国対策)</p>	<p>実施期間の長さ、削減率、削減対象外の政策の範囲等において、途上国に柔軟性を付与する。</p>	

項目	内容	備考
<p>4 . 輸出規律 (1) 輸出補助金</p>	<p>(1) <u>輸出補助金の額、補助金付き輸出量を毎年等量で削減する。</u></p> <p>(2) 輸出信用をはじめとする輸出促進効果のある施策には輸出補助金と同等の規律を適用する。</p> <p>(3) 対象農産物の一定割合以上が輸出に向けられている支持等の<u>輸出補助の性格のある国内支持</u>については、AMSに算入しつつ、個別に、輸出補助金と同等の追加規律(数量、金額ベース)を課すこととする。また、デミニミスの適用は認めない。(必要に応じ、国内支持の分野で議論)</p>	<p>輸出補助金については、<u>主にEUが使用。</u></p> <p>・<u>米国、ケアンズ諸国、途上国は輸出補助金の撤廃を主張。</u></p> <p>UR合意内容： 輸出補助金は、実施期間において、財政支出額及び数量はそれぞれ36%及び21%削減。</p>
<p>(2) 輸出信用</p>	<p>(1) <u>輸出信用の総額、総量を毎年等量で削減する。</u></p> <p>(2) FAO/WFP等の<u>国際組織のアピール</u>に基づく食料援助に係る信用供与は<u>規律の対象外</u>とする。</p>	<p>輸出信用については、<u>主に米国が使用。</u>我が国、EUのみならずケアンズ諸国も、その削減・規律強化を主張。</p>
<p>(3) 食料援助</p>	<p>FAO/WFP等の国際組織のアピールに基づく食料援助以外の援助は、輸出補助金規律の迂回阻止の観点から、<u>段階的に無償化</u>する。</p> <p>上記の国際組織には、地域取決めに基づく食料備蓄機構を含む。</p>	<p>国際備蓄構想に係る食料援助は、「FAO/WFP等の国際組織のアピールに基づくもの」として、有償であっても実施しうる途を確保する。</p>

<p>(4) 輸出国家貿易企業</p>	<p>(1) <u>国家貿易企業の運営の透明性を向上させるため、四半期毎の報告を含むその国別輸出数量、輸出価格、調達価格等を通報対象とする。</u></p> <p>(2) 毎年の事業計画の輸出に係る部分を通報する。</p>	<p><u>輸出国家貿易を用いている主な国は、ケアンズ諸国の一部（豪州、カナダ、NZ等）。</u></p>
<p>(5) 輸出制限/輸出税</p>	<p>(1) <u>すべての輸出禁止・制限措置を輸出税化する。</u> 各国が、全農産品について輸出税率の譲許水準案をオファーし、加盟国間での協議等を経た上で譲許する。 これらの輸出税を実施期間中段階的に36% + X%削減する。 Xは今次交渉で合意される関税引下げ率とする。 過去3年間の平均生産量のY%に相当する輸出については、輸出税を非課税とする。Yは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(2) 緊急に輸出量を調整する必要がある場合には、輸出国の食料安全保障の観点から、<u>短期的な輸出制限措置を認める。</u>ただし、その場合、 過去3年間の輸出先国シェアが10%以上の国と協議を行わなければならない、 輸出制限措置の適用期間は最大1ヶ月とする、 一定量については輸出制限の適用外とする。</p> <p>(3) S & Dとして、当該産品の純輸出国を除く途上国は、輸出禁止・制限を適用することができる。</p>	

項 目	内 容	備 考
5 . 開発途上国への 配慮	<p>先進国と途上国とで二段階の規律（ダブル・スタンダード） をつくることは認めないが、途上国が、その抱える多様な問題 に対処するために必要となる政策を実現していくことができる よう、LDCに対しては義務免除を行う等一定の柔軟性を認め る。</p>	<p>UR合意内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国境措置、国内助成、輸出補助の削減率について、途上国は先進国の2/3、後発開発途上国（LDC）は削減義務免除とする。 ・ 関税化の特例措置について、途上国のアクセス数量は1% 4%とする。 ・ 実施期間について、途上国は10年とする。